目標３　毎日の生活を支える

資料5

必要なサービスを利用して、自分らしく毎日の生活が送れるまち（日常生活支援）

住まいの場の確保や生活支援を充実させ、障がいのある人やその家族が安心して暮らせる地域をつくります。高次脳機能障がいや強度行動障がいなど多様化するニーズに応じた地域生活支援や、緊急時に即応できる地域生活支援拠点の充実を図ります。

また、多職種連携や次世代を担う福祉人材の確保・育成を通じ、地域移行や医療的支援に加え、属性を問わない包括的な相談支援体制を強化するとともに、高齢分野などとも連携した重層的な支援体制の構築をめざします。

本市の現状

○ 相談支援体制の充実に向けて多職種交流や協議を実施し、複合的な課題に対応するための円滑な連携や、重層的支援体制整備事業の推進による包括的な総合相談支援体制の構築を進めています。計画相談や基幹相談支援センターを通じた支援は進んでいますが、将来の生活に対して「病気や健康面」「経済面」への不安を抱える声が多く、生活費の負担軽減を求めるニーズが半数を超えています。各種助成による負担軽減を継続するとともに、将来を見据えた生活設計への相談体制強化が課題です。

○ 障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、複数の機関が分担して支援を行う地域生活支援拠点の充実に努めます。緊急時の支援員派遣等のサービス利用につなげていますが、介護者が不在となった際の不安は根強く残っています。全部介助を必要とする層への対応も含め、緊急時に即応できる体制整備や、自宅以外での暮らしの見通しについて計画的に備える取り組みを進めます。

○ 精神障がいのある人の地域生活を支えるため、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設けており、長期入院患者のグループホーム体験等へとつながっています。一方で、家族への支援は各機関が個別に対応していることが多く、横断的な支援体制の検討が必要です。精神障がいに理解があり、当事者が活躍できる場や居場所が必要です。

○ 地域と医療の連携強化は進んでいますが、当事者からは医療的ケア等に関して「災害時の対応」に不安を抱く意見も出されています。重層的な支援体制の構築を通じ、有事の際も安心して暮らし続けられるよう、防災対策との連携強化が求められています。

施策８　相談支援と情報提供の充実

施策目標

身近に安心して相談できるところがあり、公的サービス等の情報が入手できる。

施策概要

障がいのある人とその家族の、ライフステージを踏まえたさまざまな生活課題に伴走し支援できるよう、総合的な相談体制の強化と情報提供の充実を図ります。

【 重点 】
計画相談の活発化と充実のため、引き続き基幹相談支援センターが中心となり計画相談事業所への支援の充実を図ります。主任相談支援専門員の充足に努めます。

指　標　①　セルフプラン率

	実績値					目標値		
	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
障がい者								
障がい児								

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 計画相談事業所の参入、相談員の確保をはじめ、身近な地域で持続可能な相談支援体制の検討を行います。

○ きめ細かな相談支援体制を構築するため、専従の相談員の確保に取り組みます。

○ 複合的な問題を抱えた家庭が、地域から孤立せず地域での生活が続けられるよう、関係機関、多職種間の連携を強化し、重層的な地域生活支援体制の構築を進めます。

○ 基幹相談支援センターのバックアップ機能を充実させ、相談支援スキル向上のための研修を実施します。

○ 持続可能な相談体制の充実と有機的な連携体制を構築します。

○ 複合的な課題に対応するため、市や関係機関との連携にもとづいた重層的支援体制を構築します。

施策を構成する主な事業

（33）障がい者相談支援事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 身近な地域で障がいのある人とその保護者からの相談に応じるとともに、情報提供、連絡相談など事業所等との連絡調整や相談支援を行います。

○ 障がい者生活支援センターを設置し、困難ケースに対応するため、専門的職員を配置して、相談支援事業機能強化事業を行います。

○ 専門職の確保および人材育成、相談窓口の周知や地域啓発など相談支援体制の強化を図ります

（34）障がい者就業・生活支援センター運営事業

商工観光労政課・障がい福祉課

○ 働き・暮らし応援センターの職場開拓員設置に係る負担金を拠出します。

○ 働き・暮らし応援センターに就労サポーターを配置し、障がいのある人に対する就労および職場定着に向けた支援を専門的に行います（甲賀福祉圏域共同事業）。

（35）認証発達障がい者ケアマネジメント支援事業

障がい福祉課

○ 発達障がいのある人への支援を行う生活支援センター等関係機関に、「発達障がい者支援ケアマネージャー」を設置し専門的支援を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。

（36）障がい者基幹相談支援センター運営事業

障がい福祉課

○ 基幹相談支援センターにより、計画相談（特定相談・児童相談）事業所の支援の充実を図ります（甲賀福祉圏域共同事業）。

（37）計画相談支援給付事業（サービス利用計画）

障がい福祉課

○ 計画相談（特定相談・児童相談）支援事業所等の確保に努め、サービス利用にあたっての、アセスメントに基づいた利用計画の作成、定期的なモニタリングを実施し必要なサービス利用につなげます。

（38）権利擁護支援センター運営事業

福祉政策課

○ 甲賀圏域権利擁護支援推進計画に基づき、判断能力が十分でない障がいのある人や高齢者を支援する成年後見制度利用についての相談や普及・啓発・研修事業等を行います（甲賀福祉圏域共同事業）

（39）重層的支援体制整備事業

福祉政策課・障がい福祉課・こども子育て応援課・高齢福祉課

○ 既存の相談支援や地域づくり支援の取り組みを活かし、子ども・障がい・高齢・生活困窮といった分野別の支援体制では対応しきれないような“地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズ”に対応する包括的な支援体制を構築するため、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施します。

施策９　多様な特性に応じた日常生活の支援

施策目標

障がい福祉サービス等を利用して、自分らしく地域で生活できる。

施策概要

訪問系・日中活動系サービスを中心とした、障がい福祉サービス提供基盤の充実と安定に努めます。

指　標　①　権利擁護支援センターにおける相談件数（障がい者分）

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ より一層のサービスの充実を図るとともに、ピアサポートの活用等、社会状況の変化に合わせた多様なニーズを把握し応える支援体制を強化します。

○ 障がいのある人の高齢化の実態に即して、障がいのある人が介護保険制度を有機的に利用できるよう介護支援専門員と相談支援専門員など、制度の枠を超えた連携体制を推進します。

○ 自分らしい地域での暮らしを可能にするため、保健・医療・福祉の連携や、グループホーム等の地域資源の充実を通じ、地域移行へとつなげる支援体制の構築を進めます。

○ 各分野における人材不足を解消するため、人材の確保やスキルアップ、専門性の向上に努め、障がいのある人への支援体制をより強化します。

○ 強度化している行動障がいの軽減や、強度化しないための支援体制の構築を図ります。

施策を構成する主な事業

（40）訪問系サービス給付事業（同行援護以外）

障がい福祉課

○ 日常生活のために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護）に係る介護給付費を支給します。

（41）日中活動系サービス等給付事業（就労関係以外）

障がい福祉課

○ 日常生活のために必要な日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、療養介護、短期入所）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。

（42）日中一時支援事業（18歳以上分：地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 障がいのある人等を一時的に預かることにより、日中活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を行います。

○ 障がいのある人を日常的に介護している家族等へのレスパイト事業を行います。

○ 日中において介護者がいない障がいのある人等に対して日中活動の場を提供し一時的な見守り等の支援を行います。

（43）日常生活用具給付等事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 在宅の障がいのある人等に対し、日常生活がより円滑に行われるための用具を給付します。

（44）重度障がい者移動入浴サービス事業

障がい福祉課

○ 重度の身体障がい者の在宅生活を支援するため、身体の清潔の保持と心身機能の維持を目的とし、自宅への訪問による清拭または入浴サービスを提供します。

（45）補装具費支給事業

障がい福祉課

○ 障がいのある人の身体機能を代替または補完するための更生用の用具の支給が必要と判定された場合に補装具費（購入・修理等）を支給します。

（46）成年後見制度利用支援事業

障がい福祉課

○ 判断能力が十分でない障がいのある人等の財産管理や身上の監護などを行う成年後見制度利用をすすめるとともに、利用にあたり公費の助成が必要なケースに対して、報酬費や手続きに係る経費を助成します。

（47）地域福祉権利擁護事業

福祉政策課（社会福祉協議会）

○ 判断能力が十分でない障がいのある人等に対して、自立した地域生活が安心して送れるよう福祉サービス等の利用支援を行います。

（48）福祉人材確保事業

障がい福祉課

○ 福祉事業者との協働による人材確保や人材定着につながる事業を実施します。

（49）地域生活支援拠点等事業（人材育成）

障がい福祉課

○ 不足する福祉人材確保と次世代のリーダー育成に視点をおき、潜在的な人材確保へ学生等に向けた直接的なアプローチを圏域全体で取り組みます。

施策10　移動の支援

施策目標

同行援護ヘルパーやガイドヘルパーを利用するなど、自分が望むところに行くことができる。

施策概要

移動のしづらさがある人が、自由に外出できるよう、同行援護や移動支援等を提供します。

また、移動にかかる経費負担を軽減します。

指　標　①　ガイドヘルパーの登録者数

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ デマンド交通や、地域ぐるみの取り組みによる移動支援体制の整備等、柔軟な移動手段の確保を図り、生活や就労における交通手段の確保に努めます。

○ 医療的ケア児・者への通院、通学への送迎支援に対して県と調整を図り、医療ケアを必要とする人の利用できる移動手段の充実を図ります。

施策を構成する主な事業

（50）訪問系サービス給付事業（同行援護）

障がい福祉課

○ 移動が困難な視覚障がいのある人に対して同行援護ヘルパーを派遣します。

（51）移動支援事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 移動が困難な重度障がいのある人および視覚障がいのある人への移動を支援します。

（52）障がい者自動車燃料費・福祉タクシー運賃助成事業

障がい福祉課

○ 障がいのある人の積極的な社会参加の促進を目的に、移動に伴う自動車燃料費またはタクシー運賃を助成します。

（53）自動車改造費助成事業

障がい福祉課

○ 重度身体障がいのある人が就労等に伴って自動車を取得する場合に、その自動車を改造する経費の一部を助成します。

（54）自動車操作訓練費助成事業

障がい福祉課

○ 身体障がいのある人の社会参加のための自動車運転免許取得費用の一部を助成します。

（55）福祉有償運送運営協議会

高齢福祉課

○ 道路運送法に基づき設置する協議会として、福祉有償運送の必要性および適正な運営の確保のために必要な事項について協議します。

施策11　経済的負担の軽減

施策目標

障がいがあることに起因する経済的負担が、過重にならない。

施策概要

各種手当や年金、助成等について、障害者手帳交付時に窓口での案内や積極的な情報提供に努め、その適切な利用を促進します。

指　標

①　精神障がい者支援施設等通所交通費助成の利用者数および事業所数

	実績値					目標値		
	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
利用者数								
事業所数								

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、積極的な情報提供を行い、制度の利用を促進します。

施策を構成する主な事業

（56）特別障害者手当・障害児福祉手当等支給事業

障がい者福祉課

○ 在宅で常時介護が必要な重度の障がいのある人や子どもに手当を支給します。

（57）児童扶養手当支給事業

子ども政策課

○ ひとり親家庭などに支給される手当です。父または母が重度の障がいの状態にある場合にも手当を支給します。

（58）特別児童扶養手当支給事業

障がい福祉課

○ 20歳未満で、身体または精神に中度以上の障がいのある人の保護者（養育者）に対して手当を支給します。

（59）特別支援教育就学奨励事業

学校教育課

○ 特別支援学級に在籍する児童・生徒の教育関係経費を一部援助し、保護者の経済的負担を軽減します。

（60）保育料・給食費減額制度

幼児施設課

○ 保育園・こども園児が、障害者手帳を有する家族と同居する場合、収入に応じて保育料・給食費の減額を行う場合があります。

※ ただし、収入状況によりすでに保育料・給食費の減免対象となっている方は、本事業の対象外となります。

（61）精神障がい者生活支援推進事業補助

障がい福祉課

○ 精神障がいのある人が公共交通機関を利用して障がい者支援施設等に通所する場合に、交通費の一部補助を行います。

施策12　その人らしい生活を支える暮らしの場の確保

施策目標

暮らしやすい住まいがあり、地域に安心して住み続けられる。

施策概要

障がいのある人が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、住まいの確保を促進するとともに、長期入院者等の地域生活移行を促進します。

【 重点 】
緊急時の対応等必要な機能を備えた地域生活支援拠点について、甲賀福祉圏域での面的整備を充実させます。

指　標　①　地域生活支援拠事業登録事業所数

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和●年度（202●年度）は実績見込み

指　標　②　居住サポート事業の利用者数（地域生活支援事業）

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 強度行動障がいや医療的ケアを必要とする人たちをはじめとする重度障がいの特性に対応でき、また「親亡き後」の暮らしへの移行も視野に入れた住まい環境の整備を推進します。

○ 障がいのある人の、「親亡き後」の生活や、高齢の親の看取りを支えるための支援等についても検討を進めます。

○ 緊急時の短期入所、訓練等を行う生活移行支援の足がかり、体験利用や虐待防止対策へのシェルターとして利用できる拠点を整備するため、空き家・空き室の活用など、既存の資源を活用する新たなしくみづくりを進めます。

○ 地域交流のできる環境づくりと、近隣の地域住民の理解を促進します。

施策を構成する主な事業

（62）居住系サービス給付事業

障がい福祉課

○ 居住系サービス（施設入所支援、グループホーム）に係る介護給付費または訓練等給付費を支給します。

○ 自立生活援助：施設入所やグループホームを利用していた人でひとり暮らしを希望する人に対し、居宅への定期的な訪問や対応により円滑な地域生活に向けた支援を行います。

（63）グループホーム整備促進事業

障がい福祉課

○ 生活の場として計画的なグループホームの整備を促進するための補助を行います。

（64）地域生活支援拠点整備事業

障がい福祉課

○ 親亡き後の自立に向けた生活体験や緊急時にも対応できる、地域で暮らしていくための支援の充実に努めます（甲賀福祉圏域共同事業）。

（65）重度身体障がい者住宅改造補助

障がい福祉課

○ 重度身体障がいのある人の日常生活の向上を図るための住宅改造経費を補助します。

（66）居住サポート事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 一般住宅への入居に困難を抱えている障がいのある人に対して、住居等の確保と入居に必要な調整等を行うとともに、地域生活の安定・継続に向けての支援を行います。

施策13　保健・医療の充実

施策目標

けがや病気のときに、身近な病院等を利用できる安心がある。

施策概要

市民の健康づくりの促進を図るとともに、保健・医療・福祉等の確保と障がいのある人の受診環境の向上のため、関係機関の連携強化に努めます。

指　標　①　発達支援室が医療連携により支援した人数

	実績値					目標値		
	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
支援した人数								

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 医療分野における、障がいや障がいのある人への理解を促進し、合理的配慮の提供を踏まえた、適切な医療サービスを受けられる体制づくりを推進します。

○ 医療的ケアを必要とする人に対して、サービスが途切れることなく利用できる、介護者の生活スタイルにも即した福祉サービスと医療サービスの連携にもとづく支援体制の充実を推進します。

○ 依存症に対して、医療や保健、多様な専門機関との連携や、当事者を支える社会資源や支援の検討や、研修の機会づくり等の支援体制の構築を進めます。

施策を構成する主な事業

（67）自立支援医療給付事業

障がい福祉課

○ 障がいのある人の医療費負担の軽減のため、自立支援医療として、更生医療、育成医療、精神通院医療を給付します。

（68）重度障がい者地域包括支援事業

障がい福祉課

○ 医療行為を常時必要とする重度障がいのある人が、生活介護事業所で看護師による医療行為を受けることができるよう助成します。

（69）福祉医療費助成事業

保健年金課

○ 重度障がい児・者に対して、健康保険の自己負担分から福祉医療費の自己負担金を控除した額を助成します。

○ 精神障がいのある人に対して、自立支援医療（精神通院医療に限る）の自己負担金を助成します。

（70）発達支援室における医療連携

障がい福祉課

○ 発達支援室が中核となり、医療機関や各種福祉事業所等との「医療連携」を緊密に行うことで、支援を必要とする人（特に医療的ケアを必要とする人、強度行動障がいの予防的支援など）へのサポートをします。

目標４　支えあい、共生する地域をつくる

住みなれた地域で、あたたかい支えあいのもとで安心して暮らせるまち（共生する地域・生活安心）

市民や地域に障がいへの理解があり、障がいを理由とする差別をなくし、障がいのある人とない人が自然に交流し、互いに支えあう地域共生社会を実現するため、理解促進の取組を強化します。あわせて、あらゆる場面における合理的配慮の提供の推進や、情報アクセシビリティの向上、意思疎通支援の充実を図ります。

また、日常からの見守りや顔の見える関係づくりに加え、専門職や地域と連携した避難支援体制の構築など災害への備えを充実させ、有事の際もだれもとりこぼさない体制づくりを進めます。

本市の現状

○ 権利擁護の推進として、虐待防止研修や成年後見制度の相談対応、連携協議会を通じた関係機関の連携を図っています。また、手話通訳者の配置や遠隔手話サービスやタブレット端末の活用、「やさしい日本語」の活用など多様な情報保障の体制も進展しています。一方で、障がいへの理解が進んでいると感じる人は少なく、「合理的配慮の提供」の認知度は当事者・市民ともに極めて低い状況です。制度の浸透と、実効性のある合理的配慮がなされる環境づくりに向けた一層の普及啓発が課題です。

○ 対象別の福祉から、生活のしづらさを地域全体で我が事として受け止める仕組みへの転換を進めています。理解を深めるため、活動や人材育成への支援を求める声が多く寄せられています。意識啓発にとどまらず、市民と当事者が自然に交流し、地域丸ごとで無理なく支えあう仕組みづくりや人材の育成が求められています。

○ 避難行動要支援者名簿への登録や個別避難計画の作成を進めるとともに、区・自治会、民生委員・児童委員等と連携した支援体制づくりに取り組んでいます。個別避難支援計画が災害時に活用できるものとなるよう、相談支援専門員（ケアマネジャー）、計画相談員と連携強化を図ります。社会福祉法人等と福祉避難所の開設・運営に関する協定を締結し、受け入れ体制や役割分担を整理するとともに、その役割や利用について周知を進める必要があります。

施策14　権利擁護・意思決定支援の推進

施策目標

障がいのある人が、差別がないと感じる地域社会となっている。

施策概要

障がいを理由とする差別の解消を通じて、基本的人権の尊重の理念の浸透と権利の擁護に努め、湖南市におけるさらなる人権文化の醸成を図ります。

指　標

①　障がい福祉をテーマにした講座の開催回数および参加者数

	実績値					目標値		
	令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）
開催回数								
参加者数								

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 市民や地域の意識・理解を醸成するための学習・研修、交流・体験などの取り組みを強化します。

○ 障がいのある人の人権が尊重され地域で安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現をめざし、差別の撤廃と合理的配慮の提供に取り組みます。

○ 本計画のアピールを広く一般市民にも行い浸透させ、「共生社会づくり」の実現を推進します。

○ 虐待を発見した人の通報や虐待を受けた本人から届出の受付窓口として「湖南市障がい者虐待防止センター」を設置し、障がい者の虐待や権利侵害の防止と養護者の支援を進めています。

施策を構成する主な事業

（71）障がい者の人権を守るための連携協議会

障がい福祉課

〇障害者虐待防止法および障害者差別解消法に基づき設置する協議会として、障がいのある人の人権を守るための連携事業において協議します。

（72）理解促進研修・啓発事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 障がいのある人に対する理解を深めるための研修や啓発を行います。

主な事業：障がい者虐待・差別防止研修会、成年後見制度・権利擁護に関する講座、発達障がいについて理解を深める研修会、啓発グッズ配布など。

（73）湖南市人権まちづくり会議（障がいのある人の人権部会）

人権擁護課

○ 啓発のための部会員の研修や、人権まちづくりに係る講演会を実施します。

（74）湖南市人権講座

人権擁護課

○ さまざまな人権課題をテーマとして人権啓発講座を開催する中で、うち１回を障がいのある人の人権をテーマに開催します。

（75）身体障がい者相談員・知的障がい者相談員・地域アドボケーターの設置

障がい福祉課

○ 身近なところで相談しやすい体制づくりを進めます。

（76）湖南市障がい者虐待防止センターの設置

障がい福祉課

○ 虐待を受けた障がい者の安全確認や、関係機関と支援方法を検討するとともに、障がい者虐待の防止や障がい者の養護者への支援もあわせて行います。

施策15　合理的配慮の提供の推進

施策目標

日常生活のあらゆる場面で配慮が提供される地域社会となっている。

施策概要

障害者差別解消法の改正を踏まえ、合理的配慮への理解を深めるとともに、日常生活や社会活動のあらゆる場面で実効性のある配慮が提供される、障壁のない環境づくりを推進します。

指　標　①　ヘルプマークの配布数

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ ヘルプマーク・ヘルプカードの普及により、外見からはわからなくても周囲への配慮や支援を得やすくなる取り組みをすすめます。

○ハード・ソフト両面におけるユニバーサルデザインのまちづくりを進め、お互いの人格と個性を尊重しあえる共生社会の実現をめざします。

○ 障がいのある人が円滑に意思表示を行い社会活動に参加できるよう意思疎通支援や情報保障を充実させます。

○ 災害時に備えた災害避難所における合理的配慮を推進します。

○ 発達に支援の必要な子どもが教育現場で力を十分に発揮できるよう、合理的配慮への専門的なアドバイス体制を構築します。

施策を構成する主な事業

（77）ヘルプマーク・ヘルプカードの普及・啓発

障がい福祉課

○ 障がいのある人等が周囲の人に援助や配慮を必要としていることを知らせるためのマーク（ヘルプマーク）・ヘルプカードの利用に向けて啓発します。

（78）ユニバーサルデザインのまちづくり

障がい福祉課

○「障がいのある人が地域でいきいきと生活できるための自立支援に関する湖南市条例」や「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、さまざまな公共的な場所がだれもが利用しやすいものとなるよう、公共施設などのユニバーサルデザイン化を進めます。

（79）災害避難所における合理的配慮の推進

危機管理防災課

○ 災害時に障がいのある人が避難所で安心して過ごせるよう、要配慮者スペースの確保を進めるとともに、避難所運営に携わる職員等への啓発や、障がい特性に応じた確実な情報伝達ができる体制の整備に努めます。

（80）コミュニケーション支援事業

地域生活支援事業

○ 市が主催する研修会や各種イベント等において、手話通訳者や要約筆記者の派遣などの意思疎通支援を徹底し、障がいのある人が障壁なく行政情報を取得し、主体的に社会参加できる環境の充実に努めます。

（81）研修会等における合理的配慮の推進

障がい福祉課

○ 市民向け研修会やイベント等において、聴覚に障がいのある方から受講・参加の意思表明があった場合に備え、迅速に手話通訳者を派遣できる体制を整備します。身体に障がいがある人も参加がしやすい会場選定や開催方法に取り組みます。

（82）校園における合理的配慮へのアドバイス

障がい福祉課、発達支援室

○ 発達支援室の専門職員が保育園や幼稚園、小中高園を訪問し、発達に支援が必要な子ども一人ひとりの特性に応じた「合理的配慮」の具体的な実践方法について教職員等へ助言を行い、インクルーシブな教育環境の推進に努めます。

（83）ここあいパスポートの活用事業

障がい福祉課（発達支援室）

○ 本人の思いや育ちを共有・応援するため、本人・家族と支援者をつなぐツールとしての「ここあいパスポート」を周知し、幼児期から就労期まで※自律支援のために活用を促進します。

施策16　ふれあい・交流による支えあいの関係づくり

施策目標

顔なじみによく出会い、気軽なあいさつ・声かけがある。

施策概要

障がいのある人とない人の自然な交流を促進するため、障がいのある人が参加しやすい環境づくり等について、地域への働きかけを行います。

指　標

①　湖南市ボランティアセンターに登録の障がい者支援ボランティアグループの活動件数

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 当事者団体の活動や団体間の連携に対して、活動を促進するための支援や一般市民の参加促進のための環境整備を行います。

○ 区、自治会やまちづくり協議会の取り組みを通じて、交流の機会を設けることで、障がいのある人の社会参加を促し、障がいへの理解を促進します。

○ 地域に暮らすすべての人が、地域共生社会の実現に向けて、区・自治会・まちづくり協議会をはじめ、事業者・各種団体等の連携のもとで、支えあいの地域づくりを進めます。

○グループホームにおける地域連携推進会議の義務化を踏まえ、より地域との関係づくりを深めます。

施策を構成する主な事業

（84）社会福祉協議会事業補助

福祉政策課

○ ボランティアセンター事業など、社会福祉の推進に関する事業への補助を行います。

（85）障がい児・者団体補助

障がい福祉課

○ 障がい児・者団体が自主的に行うふれあい・交流・研修活動等に対して補助を行います。新たな障がい者手帳取得者に対しての啓発にも取り組みます。

（86）ふれあい・支えあいの地域づくり

福祉政策課・高齢福祉課・障がい福祉課

○ 住み慣れた地域で障がいのある人が暮らし続けることができるよう支援します。

（87）日中一時支援事業（地域共生型・地域生活支援事業）

障がい福祉課

○ 年齢を限定せず、障がいのある人に対して、休日の活層の場所を提供します。

施策17　情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

施策目標

意思疎通のしづらさがあっても、地域での暮らしのなかでコミュニケーションを図ることができる。

施策概要

意思疎通のしづらさがある人の地域生活を支援するため、障がい特性を踏まえたコミュニケーション支援を充実させます。

指　標　①　登録手話通訳の派遣件数

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 障がいのある人の社会参加を支える基盤として、コミュニケーション支援の充実は欠かせないことから、より一層のサービスの充実を図ります。

○ コミュニケーションの方法は障がいの種類や程度、特性によって異なることから、手話や要約筆記、音声など、情報を取得する手段を選べるよう支援を行います。

施策を構成する主な事業

（88）コミュニケーション支援事業（地域生活支援事業）

障がい福祉課・図書館

（障がい福祉課）

○ 手話通訳者・要約筆記奉仕員派遣：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の、意思疎通の円滑化のため、手話通訳者等を派遣します。

○ 手話通訳者設置：聴覚および言語等の障がいのある人の、社会生活での自立と参加に必要なコミュニケーションを支援するため、市役所内に専任手話通訳者を配置します。

○ 手話奉仕員養成講座：聴覚障がいのある人への理解と、手話ができる市民・手話通訳者を増やすことを目的に手話講座を開催します。

○ タブレット端末を活用した聴覚障がい者への情報保障の為のシステムの導入：聴覚、言語機能、音声機能障がいのある人の意思疎通の円滑化の為タブレットを導入します。

（図書館）

○ 視覚障がい者用朗読・点訳奉仕：ボランティアサークルが朗読・録音した市広報紙、議会だより等を、盲人用郵便により市内の視覚障がいのある人等（希望者）に送付しています。また、その他点訳資料（図書館カレンダー等）を作成し、館内に掲示します。

（89）音声コードによる支援

障がい福祉課

○ 市が提供する情報については、音声コードUni-Voice(ユニボイス)を積極的に使用します。

（90）わかりやすい情報提供事業

秘書広報課

○ 障がいのある人が利用しやすい市ホームページをめざし、ウェブアクセシビリティを考慮したホームページの作成を行います。

○ すべての人にとってわかりやすい広報紙を提供するため、「広報こなん　やさしい日本語版」を作成します。

施策18　災害への備えおよび感染症対策の充実

施策目標

災害時の要配慮者とその支援について、十分に住民が認知している。

施策概要

日頃からの防災意識の向上を図るとともに、災害や感染症等発生の緊急時の要配慮者支援に係る備えを充実させます。

指　標　①　障がいのある人の災害時個別避難計画の作成同意件数

実績値					目標値		
令和４年度（2022 年度）	令和５年度（2023 年度）	令和６年度（2024 年度）	令和７年度（2025 年度）	令和８年度（2026 年度）	令和９年度（2027 年度）	令和10年度（2028 年度）	令和11年度（2029 年度）

※　令和８年度（2026 年度）は実績見込み

取り組みの方向性

○ 災害時要支援者の名簿や災害時個別支援プランの作成を進めるとともに、住民認知を広げ、住民も参加する避難訓練を実施し、地域で支えあう体制づくりを進めます。

○ 自治会、民生委員をはじめ、地域の防災対策の主体たる自主防災組織への活動支援を行います。

○ 福祉避難所の周知とともに、避難所の環境整備を進め、また、障がいの特性により避難所に避難できない人たちのための支援方法の検討を進めます。

○ 地域での日常生活から「顔の見える」関係を築き、見守り支えあう地域づくりを進めていくことで、災害時にも地域に暮らすすべての人が支えあいつながりあえる地域のしくみの構築を支援します。

○ 障がい福祉分野と医療分野との連携強化を図ります。

○ 有事の際の利用者情報が共有できる体制を構築します。

施策を構成する主な事業

（91）避難行動要支援者対策事業

福祉政策課

○ 避難行動要支援者個別避難計画を作成し、災害時の避難に備えます。
民生員等地域の支援者及び計画相談員等の福祉専門職と連携をしながら策定を進めます。

（92）メール配信サービス事業

秘書広報課

○ 災害時をはじめ市民生活に影響を及ぼす緊急性のある情報をメール配信システムにより登録者に情報発信します（登録者は同意した人）。

（93）福祉避難所確保の推進

福祉政策課

○ 市と「福祉避難所の開設及び運営に関する協定」を締結した市内の福祉施設に対し、「湖南市福祉避難所開設・運営マニュアル」を活用しながら、要配慮者が安心できる避難生活の提供に努めます。

（94）聴覚障がい者用情報受信装置の整備

障がい福祉課

○ 聴覚障がい者が避難所において確実に災害情報を取得できる環境を整備します。